

CC1-8002

2
通
提
出

酒税軽減対象製造場の確認事項変更承認申請書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(申請者の住所)

(氏名又は名称及び法人の代表者氏名)

(法人番号)

税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。
個人の方は、個人番号の記載は不要です。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第6項の規定により確認を受けた製造設備能力等について変更することの承認を受けたいので、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条第7項の規定により下記のとおり申請します。

製 造 場 の 所 在 地	変 更 前				
	変 更 後				
製 造 場 の 名 称		変 更 前		変 更 後	
変 更 の 内 容	土 地 ・ 建 物		酒類の製造、貯蔵用機械器具等		製 造 又 は 貯 蔵 設 備 能 力
変 更 目 的				変 更 予 定 年 月 日	令和 年 月 日
そ の 他 参 考 事 項					
※ 令和 年 月 日 第 号 税務署長 ㊞ 上記について、申請のとおり製造設備能力等を変更することを承認します。					
※ 税務署処理欄		通 信 日 付 印		番 号 確 認	

酒税軽減対象製造場の確認事項変更承認申請書（CC1-8002）の記載要領

- 1 この申請書は、2通提出してください。

なお、変更する事項が製造場の所在地である場合には、酒税法第16条及び酒税法施行令第15条の規定による「酒類製造場移転許可申請書」（CC1-5125）に添付して提出してください。

- 2 「土地・建物」欄は、変更に係る製造場敷地の面積、製造場建物の種類（仕込蔵、びん詰場、倉庫等）ごとに構造（鉄筋コンクリート造等）及び床面積を記載してください。
- 3 「酒類の製造、貯蔵用機械器具等」欄は、変更に係る酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具及び容器を記載してください。
- 4 「製造又は貯蔵能力」欄は、次によって記載してください。
 - (1) 連続式蒸留機を設置する製造場については、当該連続式蒸留機の1日当たりアルコール生産能力（アルコール分100度換算）
 - (2) ビール製造場については、後発酵槽の貯酒能力（55日貯酒が8か月、45日貯酒が3か月とする。）
 - (3) 上記以外の製造場については、貯蔵容器の合計収容数量
- 5 ※印欄は、記載しないでください。